

保有個人データの利用停止等に関する申立にあたっての必要事項等について

1. 申立手続方法

● 受付先

株式会社日産カーレンタルソリューション お客様相談室
〒220-8686 神奈川県横浜市西区高島1-1-1

● 受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～18:00

● 受付電話番号

0120-964-923

● 受付方法

郵送

● 必要書類

- (1) 「保有個人データの利用停止等に関する申立書」
- (2) 本人確認書類
詳しくは下記3. (1)をご覧ください。
- (3) 返信用封筒（通知書面の受取希望方法で郵送を希望される場合）
宛先をご記入の上、郵便切手242円分を貼付ください。
通知書面は特定記録郵便で郵送いたします。

2. 「保有個人データの利用停止等に関する申立書」のご記入にあたって

(1) 「対象となる保有個人データに係る本人」欄

- ・ 対象となるご本人の氏名・生年月日・住所を記入してください。ここに記入された氏名・生年月日・住所が一致し、ご本人であることが確認できた場合にのみ個人情報の利用停止等をいたします。
- ・ 現住所と当社商品をご利用された時の住所が違う場合は、下段に記入ください。
- ・ 連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記入してください。
- ・ 尚、ご本人にお電話にて申出の事実等を確認させていただく場合があります。

(2) 「法定代理人」欄

- ・ 法定代理人（親権者・未成年後見人・成年後見人）が個人情報の利用停止等に関する申立を行う場合にのみ、法定代理人の氏名・生年月日・住所・電話番号を記入してください。
- ・ ご本人との関係については、該当する部分に○印をお付けください。

(3) 「ご利用商品」欄

- ・ 過去にご利用いただいた当社商品に○印をお付けください。ご利用いただいた商品が複数ある場合は全て○印をお付けください。
- ・ 顧客番号、契約番号等はわかる範囲で記入してください。

3. 必要書類

(1) ご本人が申立する場合

ご本人であることを証明する書類として、以下の書類のうち1点の写しを添付ください。

| |
|--|
| ○運転免許証 ○パスポート ○写真付住民基本台帳カード ○各種健康保険証 ○各種年金手帳 ○印鑑証明書 |
|--|

(2) 法定代理人が申立する場合

法定代理人自身を証明するための書類として、法定代理人に関する上記2の書類の写しを添付ください。

また、あわせて法定代理人であることを証明する書類として、以下の該当する書類の写しを1点添付ください。

| | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 親権者としての関係がわかる書類 | ○ 戸籍謄本 ○ 住民票 |
| 未成年後見人としての関係がわかる書類 | ○戸籍謄本 ○裁判所の選任決定書 ○後見登記の登記事項証明書 |
| 成年後見人としての関係がわかる書類 | ○裁判所の選任決定書 ○後見登記の登記事項証明書 |

4. 通知書面のお渡し

原則として、「保有個人データの利用停止等に関する申立書」が当社に到着した日から10営業日以内に事実関係の確認結果、または対応内容を書面等で通知いたします。ただし、郵便の事情で「通知書面」がお手元に届くまで数日を要する場合がありますのでご注意ください。

また、事実関係の確認に日数を要し、10営業日を超える場合もあります。その場合はその旨をご連絡いたします。

5. 保有個人データの利用停止等に関するお問い合わせ先

〒220-8686 神奈川県横浜市西区高島1-1-1

株式会社日産カーレンタルソリューション お客様相談室

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 9:00～18:00

電話：0120-964-923

6. その他

(1) 戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書、裁判所の選任決定書、登記事項証明書の写しは発行日から3ヶ月以内のものを添付ください。

(2) 申出書類一式は返却しておりませんので、ご了承ください。

(3) 必要書類不備、住所変更等によりご本人の確認ができない場合は個人情報の利用停止等の受付ができません。なお、この場合は必要書類を返却いたします。

(4) 必要書類は、当社が一定期間保管した後に責任をもって廃棄します。

以上